

I - 11 - 1 県ホームページ掲載

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第1報・訓練開始のお知らせ）

本日、午前7時から、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町の主催による鹿児島県原子力防災訓練を実施します。

国の原子力災害対策指針等を踏まえ、県及び関係市町で策定した避難計画に基づき、地域住民の防災意識の向上や関係機関相互の連携強化を図るため、住民の皆様の協力を得て、国、事業者等と連携して総合的な訓練を実施します。

訓練では、一部の地域で防災行政無線や広報車などを使って広報訓練を行います。訓練参加車両、訓練関係者が活動しますので、住民の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

訓練の想定は次のとおりです。

本日午前7時00分、最大震度7の地震が発生し、川内原子力発電所1号機、2号機の原子炉が自動停止するとともに、すべての外部電源が喪失します。非常用電源からの給電により、原子炉の冷却は継続されますが、2号機では、1次冷却材の漏えいが発生します。

その後、漏えい量が増加し、一部装置の故障により施設敷地緊急事態となり、続いて、非常用電源が故障し、すべての電源を喪失することにより、全面緊急事態となる想定です。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第2報）

これは訓練です。

本日午前7時、薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生しました。川内原子力発電所1、2号機は原子炉が自動停止し、外部電源が喪失しました。

2号機については、地震発生と同時に原子炉冷却材の漏えいが発生しました。

現在、1、2号機ともに、非常用ディーゼル発電機から交流動力電源を供給し、蒸気発生器への給水により原子炉の冷却が行われています。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

午前7時、県では、災害対策本部を設置するとともに、薩摩川内市のオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置しました。また、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町についても同時刻にそれぞれ災害対策本部を設置しました。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第3報）

これは訓練です。

川内原子力発電所2号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、本日、午前7時30分、国から次のとおり要請がありました。

（要請の内容）

- ① 川内原子力発電所のP A Zの住民であって施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ② 川内原子力発電所のP A Zの住民であって施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ③ 鹿児島県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ④ 川内原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

（参考）

P A Z：原子力発電所を中心としておおむね5km圏内
薩摩川内市の一部

U P Z：原子力発電所を中心としておおむね5～30km圏内
薩摩川内市の一部（P A Zを除く）、いちき串木野市の全域、阿久根市の全域、鹿児島市の一部、出水市の一部、日置市の一部、姶良市の一部、さつま町の一部、長島町の一部

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第4報）

これは訓練です。

九州電力(株)川内原子力発電所から「午前8時35分、川内原子力発電所2号機は1次冷却材の漏えいが拡大し、非常用炉心冷却装置（ECCS）が作動するものの、充てん高圧注水ポンプの故障が発生した。」との通報がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第10条に該当する事象であり、また、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当する事象です。

このことを受け、本県及び関係自治体に対し、本日、午前8時35分、国から次のとおり要請がありました。

- ① P A Z の施設敷地緊急事態要避難者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。安全が確認され、避難手段の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ③ P A Z の一時滞在者は、避難経路が確保されるまでの間は屋内退避し、安全が確認され避難手段の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ④ P A Z の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。
- ⑤ P A Z の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ⑥ U P Z の住民は、屋内退避の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車で帰宅できる者は、安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ⑦ P A Z 及びU P Z の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第5報）

これは訓練です。

現在、P A Z（発電所から5km圏）の一般住民には「避難の準備」、U P Z（発電所から5km～30km圏）の住民には「屋内退避の準備」の指示が出ています。

「避難」または「屋内退避」をする際の注意点については、以下のとおりです。

1. 避難の際は

- ① 放射性物質を体内に吸い込まないようにするために、マスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻を覆ってください。
- ② 自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された避難所に避難してください。
- ③ 自家用車がない場合や自家用車を使用できない場合には、近所の方の車に同乗するか、指定された集合場所に集合し、用意されたバスなどで避難してください。
- ④ 避難所へは、お住まいの市や町から指示される避難経路を通って移動してください。

2. 屋内退避の際は

- ① 屋外にいた方は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入ってください。地震による家屋の損壊等により自宅での屋内退避が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等で屋内退避をしてください。
- ② 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないでください。
- ③ 原則として外出はしないでください。
- ④ 外にいた方は、屋内に入ったら着替えて顔や手足を洗い、うがいをしてください。着替えた衣服は、ビニール袋に入れ、袋の口をしっかりと閉めてください。
- ⑤ 全ての窓、扉等を閉めるとともに、換気扇を止めて、屋内への外気の流入を防いでください。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第6報）

これは訓練です。

第2回県災害対策本部会議の結果等についてお知らせします。

- 1 環境放射線モニタリング結果に異常はありません。また、薩摩川内市のオフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを立ち上げました。
 - 2 施設敷地緊急事態に至ったことから、国の要請を受け、今後の対応方針を次のとおり決しました。
 - ① P A Z 内の住民は、鹿児島市へ避難すること。避難は原則自家用車とし、自家用車での避難が困難な場合はバスを使用すること。
 - ② 安定ヨウ素剤を携行していない方は、各集合場所で緊急配布を受けること。
 - ③ 社会福祉施設に入所している方、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施によりリスクが高まる方は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設で、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施すること。
- なお、避難をする際は、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施すること。避難にはバス及び福祉車両を使用すること。

現在、P A Z（発電所から5km圏）の一般住民には「避難の準備」、U P Z（発電所から5km～30km圏）の住民には「屋内退避の準備」の指示が出ています。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第7報）

これは訓練です。

川内原子力発電所2号機は、午前10時、非常用ディーゼル発電機が故障したことにより、全交流動力電源が喪失し、非常用炉心冷却装置（E C C S）による注入が不能となりました。全面緊急事態に至ったことから、午前10時10分、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が出されました。

併せて、防護措置に係る指示がありました。

指示の内容は以下のとおりです。

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

今後も随時情報をお知らせしますので、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第8報）

これは訓練です。

現在、P A Z（発電所から5km圏）の住民には「避難」が、U P Z（発電所から5km～30km圏）の住民には「屋内退避」の指示が出ています。

「避難」または「屋内退避」をする際の注意点については、以下のとおりです。

1.避難の際は

- ① 放射性物質を体内に吸い込まないようにするために、マスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻を覆ってください。
- ② 自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された避難所に避難してください。
- ③ 自家用車がない場合や自家用車を使用できない場合には、近所の方の車に同乗するか、指定された集合場所に集合し、用意されたバスなどで避難してください。
- ④ 避難所へは、お住まいの市や町から指示される避難経路を通って移動してください。

2.屋内退避の際は

- ① 屋外にいた方は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入ってください。地震による家屋の損壊等により自宅での屋内退避が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等で屋内退避をしてください。
- ② 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないでください。
- ③ 原則として外出はしないでください。
- ④ 外にいた方は、屋内に入ったら着替えて顔や手足を洗い、うがいをしてください。着替えた衣服は、ビニール袋に入れ、袋の口をしっかりと閉めてください。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第9報）

これは訓練です。

九州電力から「川内原子力発電所2号機は、午前10時20分、大容量空冷式発電機を起動し、交流動力電源を復電しました。」と通報がありました。

引き続き、

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。
その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

今後も随時情報をお知らせしますので、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第10報）

これは訓練です。

第3回県災害対策本部会議の結果等をお知らせします。

- 1 全面緊急事態に至ったことを受け、以下のとおり防護措置の実施方針が示されました。
 - ① P A Z の住民は、鹿児島市へ原則自家用車で避難し、自家用車での避難が困難な場合はバスを使用してください。安定ヨウ素剤を携行していない方は、集合場所において配布を受けてください。
 - ② また、避難の実施により健康リスクが高まる方は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避をしてください。
 - ③ U P Z (発電所から5km～30km圏)の住民及び帰宅等が困難な一時滞在者は屋内退避してください。
- 2 緊急時モニタリングの状況については、空間放射線量の値に異常はありません。

今後も随時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第11報）

これは訓練です。

川内原子力発電所2号機は、午前11時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却中です。

放射性物質の外部放出は止まっています。

引き続き、

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。
その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第12報）

これは訓練です。

緊急時モニタリングの結果、午前11時現在、薩摩川内市野下地区などにおいて、継続して毎時20マイクロシーベルトを超えている状況です。

これは、1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施する必要のある「OIL2」に該当するため、国から以下のとおり指示がありました。

- ① U P Z のうち、鹿児島県薩摩川内市野下地区、藤本地区及び市比野地区、日置市伊集院地域、東市来地域及び日吉地域の住民は、一時移転の手段が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ② 上記①の地区的地域生産物の摂取を控えること。
- ③ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

また、以下の指示は継続中です。

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

一時移転にあたっては、お住まいの市の指示に従い、落ち着いて行動してください。
今後も随時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第13報）

これは訓練です。

一時移転にあたって、避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所についてお知らせします。

1. 避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所
 - ・日置市吹上中央公民館

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第14報）

これは訓練です。

川内原子力発電所2号機は、午後1時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却中です。

放射性物質の外部放出は止まっています。

引き続き、

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第15報）

これは訓練です。

川内原子力発電所2号機は、午後3時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却中です。

放射性物質の外部放出は止まっています。

引き続き、

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。
その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

今後も随時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリヤメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和5年度原子力防災訓練に係る広報（第16報）

これは訓練です。

本日、午前7時から実施していた鹿児島県原子力防災訓練は、午後6時に終了しました。
住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。